

田口福寿会奨学金支給規程施行要領

(ひとり親家庭等大学生奨学金)

(目的)

第1条 この要領は、田口福寿会奨学金支給規程（以下「規程」という。）第10条の規定に基づき規程の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(奨学金の対象者)

第2条 規程第2条第4号の「ひとり親家庭等」には、両親ともいない場合を含む。なお、奨学生に決定した後、親の結婚等により「ひとり親家庭」でなくなった場合については、その経済状態により個別に判断する。

2 同条第5号の奨学金には、貸与型の奨学金は含まないものとする。

(奨学金の支給時期)

第3条 大学入学一時金は入学年の4月末までに、月額奨学金は3か月ごとにまとめて、4月から6月分、7月から9月分、10月から12月分、1月から3月分を、それぞれ4月末、7月末、10月末、1月末までに支給するものとする。

(申請手続き)

第4条 規程第4条による申請書は、[別記様式1](#)とする。

2 申請にあたっては、当財団の指定する高等学校の学校長の推薦書（[別記様式2](#)）を添付し、当該高等学校を通じて、高校3年次の10月15日までに提出しなければならない。

(選考)

第5条 奨学生の選考は、書面による選考とし、当財団事業助成委員会に諮り、その意見に基づき理事会において内定者及び補欠者を定める。この場合、補欠者は当該高等学校の内定者の補欠として取り扱うものとする。

2 前項の選考は、高校3年次の11月末までに行い、その結果は推薦学校長を通じて通知する。

3 前項の通知後における志望校の変更は原則として認めない。ただし、特別の事情がある場合には、内定者は会長に対して志望校の変更承認を申請することができる。（[別記様式6](#)）

4 会長は、前項ただし書の申請があった場合、変更の可否について事業助成委員会の意見を聞かなければならない。

5 規程第5条第3項に定める書類は、大学合格証明書及び誓約書（[別記様式3](#)）とする。

6 奨学生の人数は、1学年18名程度とする。

(報告義務)

第6条 規程第6条第1項に定める「近況報告書」の様式は、[別記様式4](#)とする。

2 同条第2項の届け出は、[別記様式5](#)によるものとする。

(奨学金の返還)

第7条 奨学金の返還額は、原則として、規程第8条の奨学金支給廃止事由が発生した月の翌月以降の分とする。

附則（平成29年8月1日会長決定）

この要領は、平成29年8月1日から施行する。